

岐阜県公報

目次

規 則

岐阜県中山間地域等直接支払制度適正化委員会規則
岐阜県農業農村整備委員会規則

(農 村 振 興 課)
(同)

一
二

号外 (㊦) 平成二十五年 四月 一日

規 則

岐阜県中山間地域等直接支払制度適正化委員会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十九号

岐阜県中山間地域等直接支払制度適正化委員会規則

(趣 旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県中山間地域等直接支払制度適正化委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所 掌 事 務)

第二条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- 一 中山間地域等直接支払制度の実施状況及び特認地域に関すること。
- 二 その他中山間地域等直接支払制度の重要事項に関すること。

(組 織)

第三条 委員会は、委員九人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 農家又は農業団体を代表する者
- 三 商工団体を代表する者
- 四 消費者を代表する者
- 五 その他知事が必要と認める者

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金 曜 日) (休 日 に 当 た る)
(時 刻 は 翌 日)

平成二十五年四月一日

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(部会)

第七条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。

4 部長は、当該部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、当該部会に属する委員からあらかじめ部長の指名する者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、農政部農村振興課において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会及び部会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県農業農村整備委員会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜県農業農村整備委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県農業農村整備委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の事項を調査審議する。

一 ぎふ農業農村整備アクションプランに関すること。

二 農地・水保全管理支払交付金に関すること。

三 ふるさと農村活性化対策基金事業に関すること。

四 その他農業農村整備の重要事項に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員八人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 農家又は農業団体を代表する者

三 消費者を代表する者

四 地域活動に取り組む者

五 その他知事が必要と認める者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(部会)

第七条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員からあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、農政部農村振興課において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会及び部会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社